

広島県告示第百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所	サービスの種類	指定期間
株式会社自然とともに	東広島市高屋町郷一五八番地一	デイサービス中通ここから	竹原市下野町三三七九番地の二	通所介護	平成二五年二月一日
社会福祉法人泰清会	三原市港町三丁目六番二九号	サンライズ訪問看護ステーション	三原市深町五八三番地	訪問看護	平成二五年二月一日
株式会社ワールドステイ	栃木県足利市堀込町二四六二番地一	デイサービスセンター春日和八本松	東広島市八本松飯田七丁目一五九八番地一	通所介護	平成二五年二月一日
時村株式会社	安芸郡熊野町新宮五丁目二番九号	ヒロエの杜デイサービス	安芸郡熊野町新宮四丁目四番五号	通所介護	平成二五年二月一日